

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年3月2日（令和5年（行情）諮問第235号）

答申日：令和5年9月21日（令和5年度（行情）答申第296号）

事件名：「訓練参考資料（水陸両用作戦）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「訓練参考資料（水陸両用作戦）平成27年2月9日 統合幕僚監部総務部（表紙及び前文を除く部分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月29日付け防官文第13800号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定すべきである。

(2) 意見書

「用語集」については開示可能な箇所が存在するはずである。

47頁以降に掲載されている「用語集」（別紙第9）に掲載されている用語については、出典としている文書を諮問庁が過去に全文開示しているため、開示可能であるものが存在するはずである。

またJoint Chiefs of StaffのHPにJoint Publicationsの一覧が掲載されている（URL（略）は以下の通り）。

このうちJP 3-02, Amphibious Operations, 04 January 2019が以下のURL（略）に掲載されている。

現在は、最新改訂版が掲載されているが、当該開示決定が行われた時期には、「Amphibious Operations」Joint Publication 3-02 (18 July 2014) が掲載されていたはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「訓練資料「水陸両用作戦」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「訓練参考資料

(水陸両用作戦)平成27年2月9日 統合幕僚監部総務部」を特定した。
本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年4月25日付け防官文第8724号により、「訓練参考資料(水陸両用作戦)平成27年2月9日 統合幕僚監部総務部」の表紙及び前文について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成28年7月29日付け防官文第13800号により、本件対象文書について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト、表計算ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文

書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (5) 審査請求人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定すべきである」として、改めて特定するよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 同年4月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年7月24日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1に掲げる文書であり、処分庁は、その一部につき、法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、自衛隊が水陸両用作戦を行うに当たり重要な要素とされている着意事項、当該作戦の運用、当該作戦で編成される部隊名、編成・指揮等に関する情報が具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

不開示部分のうち、別表2に掲げる部分以外の部分については、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、これを公にしたとして

も、我が国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別表 1 (不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	ページ	不開示とした部分	不開示とした理由
1	i	第 2 章 第 2 節 ・ 第 1 款ないし第 5 款の各項目	水陸両用作戦における着意事項に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	i 及び ii	第 3 章 第 4 節 ・ 第 1 款ないし第 1 6 款の各項目	水陸両用作戦で作成する計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3		第 4 章 ・ 第 2 節 第 3 款 ・ 第 3 節 第 2 款 ・ 第 4 節 第 2 款の各項目	
4	ii	第 4 章 第 5 節の項目	水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	iv	別紙類 別紙第 8 の項目名の一部	水陸両用作戦で編成される部隊名に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6	1	第 1 章 第 1 節 ・ 第 1 款 1 の一部	水陸両用作戦の編成・指揮に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼす

			おそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7		第1章 第1節 ・第1款 3の一部	水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	1及び2	第1章 第1節 ・第2款 1の一部	水陸両用作戦を実施する際の各段階に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	2及び3	第1章 第1節 ・第3款の一部	水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	3	第1章 第2節の一部	水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	4及び5	第2章 第1節ないし第4節第1款のそれぞれ一部	水陸両用作戦の編成・指揮に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
12	5	第2章 第4節 ・第2款の一部	水陸両用作戦における指揮官の指揮関係に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることか
13		第2章 第5節 ・第1款の一部	

			ら、法5条3号に該当するため不開示とした。
14	7	第3章 第2節 ・第1款ないし第3款の一部	統合幕僚長が作成する計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
15	7及び8	第3章 第3節 ・第1款ないし第3款の一部	統合任務部隊指揮官が作成する計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
16	8ないし10	第3章 第4節 ・第1款ないし第16款の全て	水陸両用統合任務部隊指揮官が作成する計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17	10	第3章 第5節 ・第1款及び第2款の一部	水陸両用作戦に関連するその他の部隊が作成する計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18	11	第4章 第1節の一部	水陸両用作戦の実施概要に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任

			務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	11ない し14	第4章 第2節 ・本文の全て ・第1款ないし第7款の一部	水陸両用作戦における搭載に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
20	14及び 15	第4章 第3節 ・本文の全て ・第1款及び第2款の一部	水陸両用作戦における予行に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21	15ない し18	第4章 第4節 ・本文の全て ・第1款ないし第4款の一部	水陸両用作戦における移動に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
22	18及び 19	第4章 第5節の 全て	水陸両用作戦における着上陸前における作戦に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
23	19ない し22	第4章 第6節 ・本文の全て ・第1款ないし第6款の一部	水陸両用作戦における着上陸に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ

			すおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
24	22ないし24	第4章 第7節 ・本文の一部 ・第1款ないし第4款の一部	水陸両用作戦における各種別毎の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
25	25及び26	第5章 第1節 ・第1款ないし第4款の一部	水陸両用作戦における情報に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
26	26ないし30	第5章 第2節 ・項目の一部 ・本文の全て ・1款及び2款の一部	水陸両用作戦における運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
27	30ないし32	第5章 第3節 ・第2款ないし第4款の一部	水陸両用作戦における後方補給に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
28	32及び33	第5章 第4節 ・第2款ないし第4款の一部	水陸両用作戦における通信・電子に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5

			条3号に該当するため不開示とした。
29	35	第6章 第1節 ・第3款及び第4款の一部	水陸両用作戦における運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
30	36	第6章 第2節 ・第1款の一部	水陸両用作戦の編成・指揮に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
31		第6章 第2節 ・第4款の一部	水陸両用作戦における運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
32	37	第6章 第3節 ・第4款の一部	水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
33		*1ないし*9の記載内容	水陸両用作戦の運用に関する検討状況に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用状況が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
34	39及び40、42及び43並びに46	別紙第1，別紙第2，別紙第4，別紙第5及び別紙第8の一部	水陸両用作戦の編成・指揮に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号

			に該当するため不開示とした。
35	41及び 44	別紙第3及び別紙 第6の一部	水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
36	45	別紙第7の一部	水陸両用作戦における機能・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
37	47ない し49	別紙第9の一部	水陸両用作戦で編成される部隊名に関する情報又は、水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
38	53及び 54	別紙第10の一部	水陸両用作戦の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊が実施する水陸両用作戦の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

別表 2 (開示すべき部分)

ページ	開示すべき部分
47	一番下の用語（説明部分を除く。）
48	「し」の用語及び当該説明部分（「初期補給」の説明部分を除く。）
53	全て